

令和3年9月期
半期ディスクロージャー誌



令和3年12月

庄内たがわ農業協同組合

山形県鶴岡市上藤島字備中下3番の1

電話 0235-64-3000

目 次

1. 地域貢献の全般に関する事項	
○ 協同組織の特性	1
○ 組合員数、出資金	1
2. 地域からの資金調達状況	
○ 貯金残高	2
○ 貯金商品	2
3. 地域への資金供給状況	
○ 貸出金残高	6
○ 制度融資取り扱い状況	6
○ 融資商品	7
4. 文化的・社会的貢献に関する事項	
○ 文化的・社会的貢献に関する事項	14
○ 利用者ネットワーク化への取り組み	14
○ 情報提供活動	15
○ 店舗体制	16
5. 金融再生法開示債権(単体)	17
6. 単体自己資本比率	17
7. 主要勘定の状況 (前年度9月末・3月末、当年度9月末)	17
8. 有価証券等時価情報	
【有価証券】	17

1. 地域貢献の全般に関する事項

○ 協同組織の特性

“JA 庄内たがわ”は、山形県庄内地方の南東部に位置し、農業者を中心とした地域住民の方々が組合員となって、相互扶助（お互いに助け合い、お互いに発展していくこと）を共通の理念として運営される協同組織であり、地域農業の振興および活性化に資するとともに、地域金融機関としての役割も果たしております。

当 JA の資金は、その大半が組合員の皆さまなどからお預かりした、大切な財産である「貯金」を源泉としております。当 JA では資金を必要とする組合員の皆さま方や、地方公共団体などにもご利用いただいております。

当 JA は、地域の一員として、農業の発展と健康で豊かな地域社会の実現に向けて、事業活動を展開しています。

また、JA の総合事業を通じて各種金融機能・サービス等を提供するだけでなく、地域の協同組合として、農業や助け合いを通じた社会貢献に努めています。

○ 組合員数、出資金

(単位:人、百万円)

	令和3年9月末	令和3年3月末	増減
正組合員数	11,460	11,581	△ 121
個人	11,377	11,497	△ 120
法人	83	84	△ 1
准組合員数	7,327	7,201	126
個人	6,425	6,300	125
法人	902	901	1
合　　計	18,787	18,782	5
出　　資　　金	4,221	4,221	—

2. 地域からの資金調達状況

○ 賟金残高

(単位:百万円、%)

	令和3年9月末	令和3年3月末	増減
流動性貯金	51,470 (44.9)	52,669 (45.8)	△ 1,199
定期性貯金	63,162 (55.0)	62,334 (54.2)	828
その他の貯金	107 (0.1)	14 (0.0)	93
合 計	114,740 (100.0)	115,018 (100.0)	△ 278

注1) 流動性貯金=当座貯金+普通貯金+貯蓄貯金+通知貯金

注2) 定期性貯金=定期貯金+定期積金

注3) () 内は構成比率です。

○ 賟金商品

貯金商品一覧表

(令和3年12月1日 現在)

	種類	利率	取引の通知	払戻方法	その他
当座	当座貯金	受入れ、払戻しとも任意であるが、払戻しに小切手、又は手形を用いる	無利息	当座貯金通帳	手形、小切手により払戻しを行う 残高を超えて払戻す過振、又は当座貸越を行うことができる
	普通貯金	受入れ、払戻しとも任意なもの	別に定める	普通貯金通帳	払戻請求書、キャッシュカードにより払戻しを行う 個人のものは、総合口座による当座貸越ができる
	営農貯金	組合員の生産物販売代金等の受入れ、生産・生活資金の払戻しをするもの	別に定める	普通貯金(営農口)通帳	払戻請求書、キャッシュカードにより払戻しを行う 別に定める要領により、残高を超えて払戻す営農貸越を行うことができる
	貯蓄貯金	受入れ、払戻しとも任意であるが払戻し方法に制限のあるもの	別に定める	貯蓄貯金通帳	払戻請求書、キャッシュカードにより払戻しを行う 給与・年金の自動受取、公共料金の自動支払は不可
	通知貯金	金額、据置期間を定めて受入れし、払戻しには予告を要するもの	別に定める	通知貯金証書	預り金額 5万円以上 据置期間 7日 解約予告 解約日の2日前まで
貯金	別段貯金	農協業務に付随して生じた未決済、未整理等の一時的預り金を処理するもの	別に定める	別段貯金通帳	払戻請求書により払戻しを行う
	納税準備貯金	租税納付のために貯蓄する目的貯金	別に定める	納税準備貯金通帳	支払制限：租税納付に充てる場合に限る(非課税) 納税外支払：原則課税
	出資予約貯金	この組合への出資金払込みのため貯蓄する目的貯金	別に定める	出資予約貯金通帳又は受払報告書	支払制限：原則として出資の払込に充当する場合に限る 新規での取扱い不可
	教育資金贈与専用口座	原則として貯金者の教育資金の支払に充てる場合に限り払戻しをするもの	別に定める	普通貯金通帳	払い戻す資金を教育資金としてご利用されることを確認するため、学校等からの領収書、請求書等の提出が必要となる
	結婚子育て資金贈与専用口座	原則として貯金者の結婚・子育て資金の支払に充てる場合に限り払戻しをするもの	別に定める	普通貯金通帳	払い戻す資金を結婚・子育て資金としてご利用されることを確認するため、領収書等の提出が必要となる

貯金商品一覧表

(令和3年12月1日現在)

	種類	利率	預り金額	預り期間	満期日	取引の通知
	期日指定定期貯金 預入れ期間の定めのある貯金で、据置期間経過後は満期日を指定できるもの	別に定める	1円以上3百万円未満 (預入単位1円)	3年以内(据置期間1年)	払戻日の1か月前まで払戻日(満期日)を指定する	通帳又は特定の証書(総合口座は通帳)
定期性	スーパー定期 預入れ期間の定めのある貯金で、受入時の金利を自由に設定できるもの 単利型：個人および法人 複利型：個人	別に定める	1円以上 (預入単位1円)	(単利型) ・定型方式 1か月、3か月、6か月、1年、2年、3年、4年、5年 ・期日指定方式 1か月超5年未満(複利型) ・定型方式 3年、4年、5年 ・期日指定方式 3年超5年未満 定型方式の場合、自動継続の取扱いが可能	・期日指定指定日 ・上記以外預入日の応当日	通帳又は特定の証書(総合口座は通帳)
貯金	大口定期貯金 預入れ期間の定めのある貯金で、受入時の金利を自由に設定できるもの	別に定める	10百万円以上 (預入単位1円)	(単利型) ・定型方式 1か月、3か月、6か月、1年、2年、3年、4年、5年 ・期日指定方式 1か月超5年未満 定型方式の場合、自動継続の取扱いが可能	・期日指定指定日 ・上記以外預入日の応当日	通帳又は特定の証書(総合口座は通帳)
	変動金利定期貯金 預入れ期間の定めのある貯金で、受入時の金利を自由に設定し、一定時期に金利変動を行うもの 単利型：個人および法人 複利型：個人	別に定める	1円以上 (預入単位1円)	・単利型3年 ・複利型3年 自動継続の取扱いが可能	預入れ日の3年後の応当日	通帳又は特定の証書(総合口座は通帳)
積立定期貯金	・エンドレス型 預入期間を定めないでエンドレス方式で積立を行うもの	取組みする定期貯金利率	1円以上 (預入単位1円)	定めない	当該定期貯金の満期日	通帳
	・満期型 預入期間を定め積立を行うもの	取組みする定期貯金利率	1円以上 (預入単位1円)	6か月以上10年以内 (年単位)	契約した期日(据置期間1か月以上3年以下)	通帳

貯金商品一覧表

(令和3年12月1日現在)

	種類		利率	預り金額	預り期間	満期日	取引の通知	
定期性貯金	財産形成貯金	・一般財形	勤労者の財産形成のため賃金等から預入れを行う積立貯金で、一般財形は払戻しの制限はないが、財形住宅、財形年金は貯蓄目的による払戻しが必要となる	別に定める	1円以上 (預入単位 1円)	3年以上	契約した期日	通帳
		・財形住宅		別に定める	1円以上 (預入単位 1円)	5年以上	住宅等取得から1年以内	契約の証及び残高通知書
	・財形年金			別に定める	1円以上 (預入単位 1円)	5年以上 (据置期間は最終預入日から6か月以上5年以内)	5年以上20年以内 なお、受取開始日は満60歳に達した日以降の日	契約の証及び残高通知書
	据置定期貯金		預入期間の定めのある貯金で据置期間経過後は満期解約扱いで、いつでも、何回でも一部支払ができるもの	別に定める (預入金額 ・預入期間 毎の利率)	1円以上10 百万円未満 (預入単位 1円)	5年以内 (据置期間6か月)	据置期間経過後、最長預入期間(5年) 以内	通帳又は特定の証書 (総合口座 は通帳)
	譲渡性貯金		預入期間の定めのある貯金で譲渡禁止の特約のないもの	別に定める	10百万円以上 (預入単位 1円)	定型方式 1か月、3か月、6か月、1 年、2年、3年、4年、5年 期日指定方式 7日以上5年未満	契約した期日	特定の証書

貯金商品一覧表

(令和3年12月1日現在)

種類	利 率	預り金額	預り期間	満期日	取引の通知	その他
定期積金	契約金額、積立額等を定め、定期的に払込み、満期日に掛金に対する給付契約金を交付するもの	別に定める	• 受入単位 1円単位 • 受入金額 1回あたり 1,000円以上 (定額式・目標式) • 定型式 6か月、1年、1年6か月、2年、2年6か月、3年、3年6か月、4年、4年6か月、5年、10年 • 期日指定方式 6か月超10年未満 (遞増遞減式・満期分散式) 2年、3年、4年、5年、6年、7年、8年、9年、10年	契約した期日	通帳又は特定の証書	<ul style="list-style-type: none"> • 種別 定額式 毎月一定額を積立てる方式 目標式 給付契約金額を定め、給付補填備金との差額を掛金として初回に調整する方式 満期分散式 契約期間により満期が到来する方式 递増式递減式 年単位で毎月の掛け金を増額または減額できる方式 当組合の先払遅延に関する許容日数は10日とする。

3. 地域への資金供給状況

○ 貸出金残高

(単位:百万円、%)

	令和3年9月末	令和3年3月末	増減
組合員	24,418 (74.7)	22,529 (75.5)	1,889
地方公共団体	6,800 (20.8)	5,793 (19.4)	1,007
その他	1,471 (4.5)	1,529 (5.1)	△ 58
合 計	32,691 (100.0)	29,852 (100.0)	2,839

注) () 内は構成比率です。

○ 制度融資取り扱い状況

(単位:百万円、%)

	令和3年9月末	令和3年3月末	増減
農業近代化資金	94 (18.8)	94 (17.9)	-
農業経営負担軽減支援資金	-	-	-
畜産特別資金	45 (9.0)	60 (11.4)	△ 15
中山間地域活性化資金	- (-)	- (-)	-
特定農産加工資金	- (-)	- (-)	-
その他	360 (72.1)	372 (70.7)	△ 12
合 計	499 (100.0)	526 (100.0)	△ 27

※ 制度融資は、農業者の方々が自らの創意工夫を活かして、より経営マインドと経営能力に優れた「農業経営者」として発展していくため、あるいは経営者として幅広い経営を行っている方がさらに一段の飛躍を図ろうとする際に、金融面から支援していくことなどを目的とした貸出商品です。

○ 融資商品

貸出商品一覧表

(令和3年12月1日現在)

1. 農業関連資金

農地を取得したい方	アグリマイティー資金 【日本政策金融公庫】 農業経営基盤強化資金(愛称:スーパーL資金)
農機具購入等設備投資をしたい方	JA農機ハウスローン、アグリマイティー資金、農業近代化資金、アグリローン 【日本政策金融公庫】 農業経営基盤強化資金(愛称:スーパーL資金)、農業改良資金
新たに農業を始めたい方	JA新規就農応援資金 【日本政策金融公庫】 青年等就農資金
営農運転資金が必要な方	営農ローン、担い手応援ローン、農業経営改善促進資金(愛称:新スーパーS資金)、 営農者フリーローン、アグリスーパー資金、当座貸越、アグリマイティー資金(短期)
営農ローンを長期返済したい方	営農ローン切替ローン

2. 事業資金

アパート経営等、事業資金が必要な方	賃貸住宅ローン、事業資金
-------------------	--------------

3. 生活関連資金

住宅の新築・購入、住宅の増改築、太陽光発電システム等住宅関連設備取得をしたい方	住宅ローン、リフォームローン
自動車・バイク購入、点検、修理、運転免許取得、簡易な車庫建設資金が必要な方	マイカーローン
子弟の入学金、授業料、学費およびアパート家賃等の教育関連資金が必要な方	教育ローン、教育ローン(カード型) 【日本政策金融公庫】 教育資金
レジャー、ショッピングなど自由な使いかたをしたい方	生活資金、フリーローンNEXT、シルバーライフローン、総合口座、定期貯金担保貸付、 定期積金担保貸付、共済担保貸付、約定返済型カードローン、多目的ローン、フリーローン
JAで借入しているカードローンを長期返済したい方	カード切替ローン

4. 地方公共団体等向け

財政資金や事業資金が必要な市町村役場および開発公社等	地公体資金
----------------------------	-------

5. 農家経済対策資金

長期延滞が懸念され経営再建ができる方	農家経済対策資金
--------------------	----------

貸出金種目別一覧表

(令和3年12月1日現在)

1. 手形貸付金

資金名	資金使途	融資先	融資限度	融資期間	保証	担保
定期貯金担保貸付	生活または事業運営上必要とする資金	組合員、地区内に住所又は勤務地のある方	当組合定期貯金契約金額の範囲内	1年以内	借入者と定期貯金契約者が異なる場合は、定期貯金契約者を連帯保証人とする	当該定期貯金契約
定期積金担保貸付	生活または事業運営上必要とする資金	組合員、地区内に住所又は勤務地のある方	当組合定期積金の掛け残高の範囲内	1年以内	借入者と定期積金契約者が異なる場合は、定期積金契約者を連帯保証人とする	当該定期積金契約

2. 証書貸付金

資金名	資金使途	融資先	融資限度	融資期間	保証	担保
共済担保貸付	生活又は事業運営上必要とする資金	組合員、地区内に住所又は勤務地のある方	当JA所定の限度額の範囲内	短期：1年以内で共済契約期間以内 長期：1年超10年以内で共済契約期間以内	共済金受取人を連帯保証人とする	共済請求権に対して質権設定
農家経済対策資金	経営再建対策資金	組合員	再建計画に基づく必要最小限度	1年以上25年以内（うち据置3年以内）	個人保証	担保を徴求
事業資金	組合員が必要とする営農以外の事業資金、企業等の事業運営上必要な資金	組合員、または地区内に住所または事務所を有する組合員以外の方で次に該当する方(a)JAまたは組合員が主たる出資者または構成員となっている法人または団体で畜産動物の生産、加工、販売を主たる業務をしている(b)農業者または地区内の農業の発展に寄与すると認められる事業を行なう小規模事業者(c)小規模事業を行なう組合員の親族または組合員の親族が主たる出資者となっている小規模事業者(d)営利を目的しない法人	事業計画並びに資金計画に基づく必要金額の範囲内	短期：1年以内 長期：1年以上30年以内（運転資金は1年以上5年以内）	個人保証又は農業信用基金協会保証	必要に応じて担保を徴求
地公体資金	財政資金、地域開発資金、その他の資金	地方公共団体又は地方公共団体が主たる構成員もしくは出資者となっているかもしくはその基本財産の額の過半を拠出している非営利法人	必要金額の範囲内	30年以内	地方公共団体の債務保証もしくは損失補償	必要に応じて担保を徴求
住宅ローン（一般型） (基金協会保証)	住宅の新築・増改築・改修・補修、新築住宅・中古住宅の購入資金、土地の購入、他金融機関からの借換(借換と合わせた増改築・改装・補修、既往リフォーム資金を含む)、おまとめ住宅ローン対応及びそれに伴う諸費用	組合員、地区内に住所又は勤務地のある方	(①10万円以上1億円以内 ②貸付単位1万円) ③必要金額の範囲内 ④所要金額に対し自己資金が20%以上あること	①3年以上40年以内(分割貸付の場合の据置期間を含む。借換の場合は残存期間内。) ②据置期間を6ヶ月間設定可能(借換は不可。)	農業信用基金協会保証	融資対象物件・敷地に抵当権設定、団体信用生命共済加入
住宅ローン（100%応援型） (基金協会保証)	住宅の新築・増改築・改修・補修、新築住宅・中古住宅の購入資金、おまとめ住宅ローン対応及びそれに伴う諸費用	組合員、地区内に住所又は勤務地のある方	(①10万円以上1億円以内 ②貸付単位1万円) ③必要金額の範囲内	①3年以上40年以内(分割貸付の場合の据置期間を含む。借換の場合は残存期間内。) ②据置期間を6ヶ月間設定可能(借換は不可。)	農業信用基金協会保証	融資対象物件・敷地に抵当権設定、団体信用生命共済加入
住宅ローン（借換応援型） (基金協会保証)	他金融機関から借入中の住宅資金の借換資金、おまとめ住宅ローン対応とそれに伴う諸費用及び借換とあわせた増改築・改装・補修	組合員、地区内に住所又は勤務地のある方	(①10万円以上1億円以内 ②貸付単位1万円) ③必要金額の範囲内	3年以上40年以内(分割貸付の場合の据置期間を含む。)かつ、現在借入中の住宅ローンの残存期間内	農業信用基金協会保証	融資対象物件・敷地に抵当権設定、団体信用生命共済加入

資金名	資金用途	融資先	融資限度	融資期間	保証	担保
住宅ローン (新築・購入コース) (協同住宅ローン㈱保証)	住宅の新築・増改築・改修・補修、新築住宅・中古住宅の購入資金、土地の購入、おまとめ住宅ローン対応及びそれに伴う諸費用	組合員、地区内に住所又は勤務地のある方	①10万円以上1億円以内 (貸付単位1万円) ②必要金額の範囲内	3年以上40年以内(据置期間を含む。)	協同住宅ローン㈱保証	融資対象物件・敷地に抵当権設定、団体信用生命共済加入
住宅ローン (借換コース) (協同住宅ローン㈱保証)	他金融機関から借入中の住宅資金の借換資金と借換えに伴う諸費用、おまとめ住宅ローン対応及び借換えとあわせた増改築・改装・補修	組合員、地区内に住所又は勤務地のある方	①10万円以上1億円以内 (貸付単位1万円) ②必要金額の範囲内	3年以上40年以内(据置期間を含む。)かつ、現在借入中の住宅ローンの残存期間内	協同住宅ローン㈱保証	融資対象物件・敷地に抵当権設定、団体信用生命共済加入
住宅ローン (住まいの いちばんネクストV) (全国保証(株)保証)	土地及び住宅の購入資金、住宅の新築、リフォーム資金、借換資金	組合員、地区内に住所又は勤務地のある方	①100万円以上1億円以下 (貸付単位1万円) ②必要金額の範囲内	3年以上40年以内(分割貸付の場合は据置期間を含む。)	全国保証(株)	融資対象物件・敷地に抵当権設定、団体信用生命共済加入
生活資金 (長期住宅)	住宅の新築・増改築・改修・補修、新築住宅・中古住宅の購入資金及びそれに伴う諸費用	組合員、地区内に住所又は勤務地のある方	必要金額の範囲内	1年以上40年以内	個人保証	必要に応じて担保を徴求
賃貸住宅ローン (基金協会保証)	賃貸住宅の建設、増改築及び補修・改修に必要な資金及びそれに伴う諸費用、他金融機関からの借入中の賃貸住宅ローンの借換資金	組合員、地区内に住所又は勤務地のある方	①100万円以上4億円以内 (貸付単位10万円) ②必要金額の範囲内 ③年間返済額が年間貸賃収入見込額の75%以内 ④担保価格の範囲内	1年以上30年以内(1年以内の据置期間を含む。)ただし、借換の場合は借入残期間内	農業信用基金協会保証	融資対象物件・敷地に抵当権設定、共済請求権に対して質権設定、団体信用生命共済加入(任意)
事業資金 (長期賃貸住宅)	賃貸住宅の建設、増改築及び補修・改修に必要な資金及びそれに伴う諸費用	組合員、地区内に住所または勤務地のある方	事業計画並びに資金計画に基づく必要金額の範囲内(貸付単位10万円)	1年以上30年以内	個人保証	融資対象物件・敷地に抵当権設定、共済請求権に対して質権設定、団体信用生命共済加入(任意)
リフォームローン (一般型A) (基金協会保証)	住宅の増改築、改裝、補修資金及び住宅関連設備資金、他金融機関・信販会社から借入中のリフォームローンの借換資金	組合員、地区内に住所又は勤務地のある方	①10万円以上1,000万円以内 (貸付単位1万円) ②必要金額の範囲内	1年以上15年以内、ただし、借換の場合は借入残期間内	農業信用基金協会保証	団体信用生命共済加入(10年以内は任意)
リフォームローン (一般型B) (協同住宅ローン㈱保証)	住宅の増改築、改裝、補修資金及び住宅関連設備資金、他金融機関・信販会社から借入中のリフォームローンの借換資金	組合員、地区内に住所又は勤務地のある方	①10万円以上1,500万円以内 (貸付単位1万円) ②必要金額の範囲内	6ヶ月以上15年以内、ただし、借換の場合は借入残期間内	協同住宅ローン㈱保証	団体信用生命共済加入(10年以内は任意)
リフォームローン (一般型C) (ニコス保証)	住宅の増改築、改裝、補修資金及び住宅関連設備資金、他金融機関から借入中のリフォームローンの借換資金	組合員、地区内に住所又は勤務地のある方	①10万円以上1,500万円以内 (貸付単位1万円) ②必要金額の範囲内	6ヶ月以上15年以内、ただし、借換の場合は借入残期間内	三菱UFJニコス㈱保証	団体信用生命共済加入(10年以内は任意)
リフォームローン (ジャックス保証)	住宅の増改築、改裝、補修資金及び住宅関連設備資金、他社リフォームローン・住宅ローンの借換資金	組合員、地区内に住所又は勤務地のある方	①10万円以上1,500万円以内 (貸付単位1万円) ②必要金額の範囲内	6ヶ月以上20年以内、ただし、借換の場合は借入残期間内	㈱ジャックス保証	団体信用生命共済加入(10年以内は任意)
マイカーローン (一般型A) (基金協会保証)	自動車・バイク購入、点検・修理、車検、購入に付帯する諸費用、保険掛金に必要な資金、運転免許の取得資金、カー用品の購入資金、車庫建設資金、他社マイカーローンの借換資金、借入にかかる諸費用(保証料を含む)	組合員、地区内に住所又は勤務地のある方	①10万円以上1,000万円以内 (貸付単位1万円) ②必要金額の範囲内 ただし、車庫の購入・建設資金の場合は、100万円以内 貸付実行時の年齢が71歳以上の場合は、200万円以内	6ヶ月以上10年以内、ただし、借換の場合は借入残期間内	農業信用基金協会保証	

資金名	資金使途	融資先	融資限度	融資期間	保証	担保
マイカーローン (一般型C) (ニコス保証)	自動車・バイク購入、点検・修理、車検、購入に付帯する諸費用、保険掛金に必要な資金、運転免許の取得資金、カー用品の購入資金、車庫建設資金、他社マイカーローンの借換資金	組合員、地区内に住所又は勤務地のある方	①10万円以上1,000万円以内(貸付単位1万円) ②必要金額の範囲内	6ヶ月以上10年以内、ただし、借換の場合は借入残期間内	三菱UFJニコス㈱保証	
JAマイカーローン (オリコ保証)	自動車・バイク購入、点検・修理、車検、購入に付帯する諸費用、保険掛金に必要な資金、運転免許の取得資金、カー用品の購入資金、車庫建設資金、他社マイカーローンの借換資金	組合員、地区内に住所又は勤務地のある方	①10万円以上500万円以内(貸付単位1万円) ②必要金額の範囲内	6ヶ月以上8年6ヶ月以内(うち据置6ヶ月以内)、ただし、借換の場合は当初借入日より8年以内	㈱オリエントコーポレーション保証	
マイカーローン (ジャックス保証)	自動車・バイク等購入、点検・修理、車検、購入に付帯する諸費用、保険掛金に必要な資金、運転免許の取得資金、カー用品の購入資金、車庫建設資金	組合員、地区内に住所又は勤務地のある方	①10万円以上1,000万円以内(貸付単位1万円) ②必要金額の範囲内	6ヶ月以上10年以内	㈱ジャックス保証	
教育ローン (一般型A) (基金協会保証)	就学子弟の入学金、授業料、学費及びアパート家賃等の教育に関する資金、他社の教育ローンの借換資金、借入にかかる諸費用(保証料を含む)	組合員、地区内に住所又は勤務地のある方	①10万円以上1,000万円以内(貸付単位1万円) ②必要金額の範囲内	6ヶ月以上15年(在学期間+9年)以内 据置期間(貸付対象子弟の卒業年月の末日6ヶ月以内)ただし、借換の場合は借入残期間内	農業信用基金協会保証	
教育ローン (一般型C) (ニコス保証)	就学子弟の入学金、授業料、学費及びアパート家賃等の教育に関する資金、他金融機関からの借換資金	組合員、地区内に住所又は勤務地のある方	①10万円以上1,000万円以内(貸付単位1万円) ②必要金額の範囲内	6ヶ月以上15年(在学期間+9年)以内 据置期間(貸付対象子弟の卒業年月の末日6ヶ月以内)ただし、借換の場合は借入残期間内	三菱UFJニコス㈱保証	
教育ローン (ジャックス保証)	就学子弟の入学金、授業料、学費及びアパート家賃等の教育に関する資金、他金融機関からの借換資金	組合員、地区内に住所又は勤務地のある方	①10万円以上700万円以内(貸付単位1万円)、医科・歯科・薬科大学または学部の場合は1,000万円以内 ②必要金額の範囲内	6ヶ月以上16年10ヶ月以内(据置期間を含む)ただし、借換の場合は借入残期間内	㈱ジャックス保証	
生活資金 (基金協会保証)	生活に必要とする資金	組合員、地区内に住所又は勤務地のある方	①10万円以上300万円(正組合員の場合は500万円)以内(貸付単位1万円) ②必要金額の範囲内	6ヶ月以上5年以内(ただし、正組合員の場合は10年以内)、JA住宅ローンをご利用の方は6ヶ月以上7年以内	農業信用基金協会保証	必要に応じて担保を徴求
生活資金 (個人保証)	生活に必要とする資金	組合員、地区内に住所又は勤務地のある方	必要金額の範囲内	短期:1年以内 長期:1年以上10年以内	個人保証	必要に応じて担保を徴求
シルバーライフローン (ジャックス保証)	生活に必要とする資金	組合員、地区内に住所又は勤務地のある方	①10万円以上100万円以内(貸付単位1万円) ②必要金額の範囲内	6ヶ月以上10年以内	㈱ジャックス保証	
フリーローンNEXT (ジャックス保証)	生活に必要とする資金	組合員、地区内に住所又は勤務地のある方	①10万円以上500万円(貸付単位1万円) ②必要金額の範囲内	6ヶ月以上10年以内	㈱ジャックス保証	
営農者フリーローン (ジャックス保証)	生活に必要とする資金	組合員、地区内に住所又は勤務地のある方(農業者)	①10万円以上1,000万円(貸付単位1万円) ②必要金額の範囲内	6ヶ月以上10年以内	㈱ジャックス保証	
フリーローン (ニコス保証)	生活に必要とする資金及び事業性資金	組合員、地区内に住所又は勤務地のある方	①10万円以上500万円(貸付単位1万円) ②必要金額の範囲内	6ヶ月以上10年以内	三菱UFJニコス㈱保証	
多目的ローン (一般型A) (基金協会保証)	生活に必要とする資金	組合員、地区内に住所又は勤務地のある方	①10万円以上500万円(貸付単位1万円) ②必要金額の範囲内	6ヶ月以上10年以内	農業信用基金協会保証	
多目的ローン (一般型C) (ニコス保証)	生活に必要とする資金及び事業性資金	組合員、地区内に住所又は勤務地のある方	①10万円以上500万円(貸付単位1万円) ②必要金額の範囲内	6ヶ月以上10年以内	三菱UFJニコス㈱保証	

資金名	資金使途	融資先	融資限度	融資期間	保証	担保
カード切替ローン (基金協会保証)	カードローンの証書切替に要する資金	カードローン(随時返済型)の契約者で証書貸付形式による分割返済を希望する方、カードローン(随時返済型)の契約者の変動により、新たに債務者となり、証書貸付形式による分割返済を希望する方、満70歳以上で有効期間満了となり、分割返済を希望する方	当該カードローン利用残高および利回りかつ極度内	6ヶ月以上5年以内	農業信用基金協会保証	必要に応じて担保を微求
當農ローン切替ローン (基金協会保証)	當農ローンからの証書切替に要する資金	農業信用基金協会の保証を受けた當農ローンの契約者で証書貸付への切替を希望する者、または既往當農ローン契約者の関係者で、新たに債務者となり証書貸付への切替を希望する者	當農ローンの貸越残高以内(1万円未満の端数は切り捨て)	6ヶ月以上10年以内	農業信用基金協会保証	必要に応じて担保を微求
JA新規就農応援資金	農業経営にかかる設備・運転資金	組合員、かつ新規就農者であること	①1,000万円 ②必要金額の範囲内	長期:17年以内(うち、据置期間5年以内) 短期:1年以内	個人保証または農業信用基金協会保証	必要に応じて担保を微求
JA農機ハウスマネー	農機具の購入、点検・修理、車検、購入に付帯する諸費用、保険掛金に必要な資金、および他金融機関の農機具ローン借換資金、ハイブハウス等建設、発電・蓄電設備の取得資金、格納庫建設資金、	組合員、地区内に住所又は勤務地のある方	①1,800万円以内 ②必要金額の範囲内	1年以上10年以内(うち据置3年以内)ただし、借換の場合は借入残期間内	個人保証または農業信用基金協会保証	必要に応じて担保を微求
アグリマイティー資金	①農業生産に直結する設備資金・運転資金 ②農産物の加工・流通・販売に関する設備資金・運転資金 ③地域の活性化・振興を支援すための設備資金・運転資金 ④再生可能エネルギー対応資金⑤自然災害等による農業経営の一時的な悪化に対応するため、農業経営の維持や再開を目的とした緊急性を要する資金	組合員である農業者、法人、団体で、所定の条件を満たす方	必要金額の範囲内 ただし、再生可能エネルギー対応資金について、災害緊急資金については500万円以内	長期:10年以内(うち据置5年以内)ただし、対象事業に応じ最長20年以内、なお、災害緊急資金については、最長5年以内(据置2年以内) 短期:1年以内	個人保証または農業信用基金協会保証	必要に応じて担保を微求
アグリローン (ジャックス保証)	農機具購入資金、点検・修理・車検・購入に付帯する諸費用、他金融機関の農機具ローン借換資金	組合員、地区内に住所又は勤務地のある方	①10万円以上1,000万円(貸付単位1万円)ただし、資金用途によ0500万円以内または150万円以内 ②必要金額の範囲内	6ヶ月以上10年以内、ただし、借換の場合は借入残期間内	㈱ジャックス保証	必要に応じて担保を微求

3. 制度資金

資金名	資金使途	融資先	融資限度	融資期間	保証	担保
農林漁業転貸資金 (農業基盤整備資金)	農地、牧野の新設、改良、造成及び復旧等	組合員かつ地区内に所在地がある地元受益者団体等	地元負担額 ※ただし最低融資限度額は1件あたり50万円以上	25年以内(うち据置10年以内)	地元受益者団体の代表1名以上	必要に応じて担保を微求
農林漁業転貸資金 (扱い手育成農地集積資金)	農地、牧野の新設、改良、造成等かつ経営体育成促進事業として採択されたもの	組合員かつ地区内に所在地がある地元受益者団体等	次のいずれか低い額 ①当該年度の融資対象事業費の10% ②当該年度に負担する額の6分の5 ※ただし最低融資限度額は1件あたり50万円以上	25年以内(うち据置10年以内)	地元受益者団体の代表1名以上	必要に応じて担保を微求
農業近代化資金	①各種施設の改良、造成及び取得に必要な資金 ②各種農機具の取扱資金 ③果樹等の栽培及び育成に必要な資金 ④農村環境整備のため施設 ⑤牛等家畜の購入及び育成の改良、造成及び取扱に必要な資金 (購入必要な資金など農業近代化、育成)資金助成法に基づく資金 ⑥農地等の改良及び造成(環境整備、その他に必要な資金	農業近代化資金助成法に定める方で、組合員および地区内に住所または勤務地のある農業者	・個人:1,800万円以内 ・法人:2億円以内 ・農業参入法人:1億5,000万円以内 ・集落営農組織、任意団体:2億円以内 認定農業者:一定の要件を満たす場合、必要な金額の100% 認定農業者以外:必要な金額の80%	資金使途に応じて7年から15年以内(うち認定農業者据置7年以内、認定農業者以外据置3年以内)	農業信用基金協会保証	必要に応じて担保を微求
土地改良負担金 平準化事業資金	土地改良負担金総合償還対策事業実施要綱及び県土地改良負担金対策事業実施要綱による資金	土地改良区	土地改良負担金総合償還対策事業実施要綱及び県土地改良負担金対策事業実施要綱による	10年以内	個人保証	必要に応じて担保を微求
農業経営改善促進資金	農業経営基盤強化法に基づく農業経営改善計画の達成に必要な運転資金	農業経営基盤強化法に基づき農業経営改善計画等の認定を受けた方で、組合員および地区内に住所または勤務地のある農業者	・個人500万円以内(畜産等2,000万円) ・法人2,000万円以内(畜産等8,000万円)	契約期間1年(更新可)	農業信用基金協会保証	必要に応じて担保を微求

4. 当座貸越

資金名	資金使途	融資先	融資限度	融資期間	保証	担保
総合口座	生活資金で普通貯金(総合口座)残高を超える支払金額	組合員、地区内に住所又は勤務地のある方	総合口座担保定期貯金合計額の90%以内で最高200万円以内			
教育ローン (カード型) (基金協会保証)	就学される子弟の教育に関する全ての資金	組合員、地区内に住所又は勤務地のある方	10万円以上700万円以内 (設定単位10万円)	契約期間1年(更新可)ただし、満65歳の誕生日以降の更新は行わない	農業信用基金協会保証	
教育ローン (カード型C) (ニコス保証)	就学される子弟の教育に関する全ての資金	組合員、地区内に住所又は勤務地のある方	10万円以上700万円以内 (設定単位10万円)	契約期間1年(更新可)ただし、満65歳の誕生日以降の更新は行わない	三菱UFJニコス㈱保証	
約定返済型カードローン (基金協会保証)	生活に必要とする資金	組合員、地区内に住所又は勤務地のある方	10万円以上300万円以内 (設定単位10万円)	契約期間1年(更新可)ただし、65歳または70歳の誕生日以降の更新は行わない	農業信用基金協会保証	
約定返済型カードローン (ニコス保証)	生活に必要とする資金	組合員、地区内に住所又は勤務地のある方	10万円以上500万円以内 (設定単位10万円)	契約期間1年(更新可)ただし、70歳の誕生日以降の更新は行わない	三菱UFJニコス㈱保証	
約定返済型カードローン (JA住宅ローン利用者向け) (ニコス保証)	生活に必要とする資金	組合員、地区内に住所又は勤務地のある方	30万円以上300万円以内 (設定単位10万円)	契約期間1年(更新可)ただし、70歳の誕生日以降の更新は行わない	三菱UFJニコス㈱保証	
当座貸越 (一般口)	運営資金	組合員、地区内に住所又は勤務地のある方	事業計画等により当組合と協議した額以内	契約期間1年(更新可)	個人保証	必要に応じて担保を徴求
当座貸越 (利用組合等決済口)	運営資金	准組合員である利用組合等	事業計画等により当組合と協議した額以内	契約期間1年(更新可)	個人保証	必要に応じて担保を徴求
営農貸越	運営資金	組合員である個人	100万円以内	契約期間1年(更新可)	個人保証	必要に応じて担保を徴求
営農ローン (基金協会保証)	営農および生活に必要な資金	組合員、地区内に住所又は勤務地のある方	500万円以内(設定単位:1万円)但し、極度額300万円を超える場合は、原則として年間農畜産物販売額実績(又は計画)の70%以内	契約期間1年(更新可)	農業信用基金協会保証	必要に応じて担保を徴求
アグリスーパー資金 (基金協会保証)	農業の経営・生産に必要な運転資金	組合員、農業者等(水田・畑作経営所得安定対策の対象者となる認定農業者、特定農業法人および特定農業団体、特定農業団体と同様の要件を満たす組織であること)	水田・畑作経営所得安定対策にかかる過去の生産実績に基づき支払われる交付金相当額および対象品目の販売代金相当額のうちJA口座に入金される金額の範囲内	契約期間1年(更新可)	農業信用基金協会保証	必要に応じて担保を徴求
担い手応援ローン (基金協会保証)	農業の経営・生産に必要な運転資金	農業を営み、JAで税務対応支援を受け直近3期分の青色申告書(法人は決算書)の提出が可能である方	3,000万円以内 営農ローンと併用する場合は、貸付可能金額から営農ローン極度額を控除	契約期間1年(更新可)	農業信用基金協会保証	必要に応じて担保を徴求

5. 手形割引

資金名	資金使途	割引先	割引限度	割引期間	保証	担保
手形割引	事業等に必要な資金	組合員、地区内に住所又は勤務地のある方で割引する手形の受取人又は被裏書人	手形金額以内	150日以内 (ただし手形期日まで)	必要に応じて個人保証	必要に応じて担保を徴求

6. 債務保証

資金名	保証形式	被保証先	保証限度	保証期間	保証	担保
債務保証	保証書、手形保証、手形引受その他方法とする。	組合員、地区内に住所又は勤務地のある方	必要最小額	30年以内	必要に応じて個人保証	必要に応じて担保を徴求

7. その他国および県の直貸資金

㈱日本政策金融公庫資金

4. 文化的・社会的貢献に関する事項

○ 文化的・社会的貢献に関する事項

● 「食の安全・安心」への取り組み

生産者と一体となった取り組みとして環境保全型農業を推進し、安全・安心な農畜産物生産を実践しております。

その中でも主食の米につきましては、有機・特別栽培などの環境を考えた「こだわりの米」および、たがわブランド米を中心に、高位安定生産技術に取り組んでいます。

● 「地域高齢者福祉活動」への取り組み

地域・農村社会の高齢化の進行に伴い、女性部の助け合い組織「ふれあいハッピーの会」を中心に、行政と連携しミニデイサービス事業等を実施しております。

併せて、高齢者が元気で生きがいを持って安心して暮らせる地域づくりに向けた介護保険事業を展開し、高齢者の自立を支援しております。

● 「年金相談会」への取り組み

年金受給予定者を対象に、年々複雑化する年金制度に対応するため、年金専門担当者による各種相談業務の専門性を高めております。

また、社会保険労務士を交え、加入期間、見込額、請求手続きなど、幅広い相談に応じる年金相談会を各支所で開催しております。

● 「食と農の普及・啓蒙活動」への取り組み

JA青年部組織を中心に、農業を通じて環境文化・教育の活動を行い、地域社会に貢献しています。

活動としては、地元小学校での米づくり体験指導や、消費地の小学校におもむき稻づくりや農業について理解を深めるための「出前教室」に取り組んでおります。

また、小・中学校を対象とした「ごはん・お米とわたし作文・図画コンクール」や子供雑誌「ちやぐりん」の配布、など「食」と「農」の大切さを知ってもらう活動に取り組んでおります。

● 「交通安全啓蒙」への取り組み

「アンパンマン交通安全キャラバン」を開催し、親子など参加者がキャラクターと一緒に交通ルールやマナーを学び子供を交通事故から守るために活動に取り組んでおります。

○ 利用者ネットワーク化への取り組み

● 「年金友の会」の活動

年金受給者の親睦と融和を図ることを目的として、グランドゴルフ大会、各支部独自の研修会、旅行、保養の集いなどを活発に取り組んでおります。

● 「女性部」の活動

女性のJA事業への意識高揚を図るとともに、生き生きとした地域生活と文化の創造を目

指して、農産加工施設を利用した、缶詰・みそ加工や豆腐・しょう油の実の加工、親子料理教室の開催、地元食材を使った料理講習、フラダンスなど、各支部が地域の特色を生かした独自の活動に取り組んでおります。

- 「あいとスクール」の活動

管内の女性を対象に女性大学「あいとスクール」を開校し、食農教育などの学習を通じ、地域の仲間づくりを進めながら、次世代を担う女性リーダー育成に努めております。

- 情報提供活動

- JA 広報誌の発行

広報誌「Aito」を毎月発行し、JAからのお知らせや営農情報、組合員・地域に関する様々な話題を掲載しております。

- SNS やホームページでの情報提供

SNS やホームページ「もっけだねっと」で、組合員等利用者への事業案内や、各種商品のキャンペーン情報、地域情報を掲載しております。

※ 尚、令和3年度は、新型コロナウイルスによる感染拡大の状況をふまえ、感染リスクを考慮し、集約型の活動は自粛した取り組みをしております。

○ 店舗体制

(令和 3 年 9 月末現在)

店舗名	住 所	電話番号	ATM の 設置台数
本 所	999-7611 鶴岡市上藤島字備中下 3 番の 1	0235-64-3000	1 台
温 海 支 所	999-7204 鶴岡市湯温海字湯之里 284 番地	0235-43-3411	1 台
新余目支所	999-7781 東田川郡庄内町余目字土堤下 36 番 1	0234-42-1000	2 台
立 川 支 所	999-6601 東田川郡庄内町狩川字小野里 54 番地	0234-56-2133	1 台
藤 島 支 所	999-7604 鶴岡市藤浪 4 丁目 105 番 2	0235-64-2212	1 台
三 川 支 所	997-1301 東田川郡三川町大字横山字袖東 18 番地 2	0235-66-2323	1 台
羽 黒 支 所	997-0141 鶴岡市羽黒町荒川字谷地堰 9 番地の 5	0235-62-2141	1 台
櫛 引 支 所	997-0342 鶴岡市三千刈字藤掛 18 番地	0235-57-2150	1 台
朝 日 支 所	997-0404 鶴岡市下名川字落合 7 番地	0235-53-2512	1 台

(店舗外 ATM の設置台数 10 台)

設 置 場 所			
鶴岡市 (山五十川)	山戸 ATM	鶴岡市 (長沼)	長沼 ATM
鶴岡市 (鼠ヶ関)	念珠関 ATM	三川町 (猪子)	東郷 ATM
鶴岡市 (木野俣)	福栄 ATM	鶴岡市 (野荒町)	泉 ATM
庄内町 (木ノ沢)	立谷沢 ATM	鶴岡市 (後田)	広瀬 ATM
鶴岡市 (藤島)	A コープふじしま ATM	鶴岡市 (西荒屋)	南部 ATM

5. 金融再生法開示債権（単体）

(単位:百万円)

債権区分	令和3年9月	令和3年3月	増減
破産更生債権およびこれらに準ずる債権	181	189	△ 8
危険債権	316	287	29
要管理債権	2	2	0
正常債権	32,228	29,398	2,830
合 計	32,727	29,877	2,850

注) 令和3年9月末の計数は、次の方法により算出しています。

- 1 各債権区分額は、令和3年3月末時点の債権額を基準として、令和3年9月末時点の残高に修正しています。
- 2 令和3年3月末から令和3年9月末までの間に、債務者区分の変更が必要と認識した先については、9月末時点の債務者の状況に基づき債権区分を変更しています。

6. 単体自己資本比率

令和3年9月（推計値）	令和3年3月
14.94%	14.48%

注) 令和3年9月末の単体自己資本比率(推計値)は、令和3年9月末の自己資本額、信用リスク・アセット額(推計値)、および令和3年3月末のオペレーション・リスク相当額に基づき算出しています。なお、9月末の信用リスク・アセット額(推計値)の算出にあたって、一部の項目については令和3年3月末の額(データ)を使用しています。

7. 主要勘定の状況（前年度9月末・3月末、当年度9月末）

(単位:百万円)

	令和3年9月	令和3年3月	令和2年9月
貯金	114,740	115,018	115,977
貸出金	32,691	29,852	30,752
預け金	68,165	69,301	70,819
有価証券	6,201	6,153	6,104

8. 有価証券等時価情報

【有価証券】

(単位:百万円)

保有区分	令和3年9月			令和3年3月		
	帳簿価額	時価	評価損益	帳簿価額	時価	評価損益
売買目的	-	-	-	-	-	-
満期保有目的	-	-	-	-	-	-
その他	5,896	6,201	304	5,896	6,153	256
合 計	5,896	6,201	304	5,896	6,153	256

注1) 9月末の有価証券の時価は9月末における市場価格等に基づく時価としています。

注2) その他目的有価証券の9月末の帳簿価額は、償却原価適用前および減損処理前のものです。3月末の帳簿価額は、償却原価適用後および減損適用後の帳簿価額です。



U R L <http://www.ja-shonai.or.jp/>
E-mail [tagawa@ja-shonai.or.jp](mailto>tagawa@ja-shonai.or.jp)